# 施設等利用給付認定に関する注意事項（オンライン申請用）

| No. | 項目 |
|---|---|
| 1 | 申請書及び添付書類の記載内容が事実と異なる場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。なお、この場合においては、施設等利用給付認定取消しの異議申立て等はしません。 |
| 2 | 施設等利用給付認定の審査は、申請締切日までに八王子市で受付した書類により行います。締切日後に提出された書類は、次回審査から考慮します。 |
| 3 | 施設等利用給付認定の第２号又は第３号認定を受けるためには、指定された期日までに、保育の必要性を証明する書類及び課税状況を確認するために必要な書類を提出していただきます。なお、特別な理由がなく提出しなかった場合は、施設等利用給付認定を取り消されても異議申立て等はしません。 |
| 4 | 八王子市が施設等利用給付認定の審査に必要な場合は、子ども・子育て支援法第１６条（第３０条の３により準用される場合を含む。）により、世帯及び同居世帯員の情報（地方税関係情報等）について、住民税課税台帳、児童扶養手当受給状況、生活保護利用状況及び世帯情報その他公簿等を閲覧する（マイナンバーを用いた情報連携を含む。）ことや、他の行政機関等に必要な資料の提供を求めることに同意します。 |
| 5 | 書類の審査等に時間を要するため、審査結果の通知が申請日に関わらず最長で利用開始の前日まで延期となる場合があります。 |
| 6 | 就労証明書の証明内容について、事実と相違がないことを確認しました。<br>就労証明書の記載不備等で就労状況が確認できない場合や、退職等により認定を希望する月の１日時点で事由が消滅する場合は、「就労」の認定とならない場合があります。 |
| 7 | 保育の必要性を確認するため、勤務先等へ勤務内容等を照会することがあります。 |
| 8 | 施設等利用給付認定の第２号又は第３号認定を希望する方で、就労証明書の就労開始（予定）日が認定を希望する月の申請締切日以前であっても、就労開始（予定）日が証明日の翌日以降（内定）の場合や、保育の必要性を証明する書類の提出がない場合は、「求職活動」の認定となります。 |
| 9 | [八王子市内へ転入予定で申請する方]<br>認定を受けようとする月の前月末日までに転入（住民登録の異動）ができなかった場合には、認定申請が却下又は転入日以降の認定となることがあります。また、転入予定日の変更、もしくは転入を見合わせることになった場合には、必ず保育幼稚園課まで連絡してください。 |
| 10 | 施設等利用給付認定の申請をされても、教育・保育給付認定は変更できません。教育・保育給付認定の変更がある場合は、別途「教育・保育給付認定変更申請書」を提出してください。 |
| 11 | 利用開始日現在で、企業主導型保育事業の利用がある場合や、教育・保育給付認定の２号又は３号認定を受け認可保育所、認定こども園及び地域型保育事業を利用している場合、施設等利用給付認定による給付を受けることはできません。 |
| 12 | 実費徴収（遠足代、制服代等）については、施設等利用給付の対象となりません。 |
| 13 | 各助成制度の給付を受けるために、保護者が給付請求を行う必要のある場合があります。 |
| 14 | 希望の施設等利用給付認定区分が第２号又は第３号認定であっても、保育の必要性が認められなかった場合は第１号認定になります。ただし、第１号認定の要件を満たしていない場合（満３歳児未満の場合）は認定することができません。 |
| 15 | 申請後、住所や家庭状況、保育の必要性の事由等に変更があった場合は、各月の期限までに「家庭状況変更届出書」又は「施設等利用給付認定変更申請書」を提出してください。申請を怠ったり、遅れたりした場合は、施設等利用給付認定が取消しとなることがあります。 |
| 16 | 利用する幼稚園や認定こども園（教育部分）の預かり保育料、認可外保育施設等の保育料について施設等利用給付を受けるためには、施設等利用給付認定の第２号又は第３号認定を受ける必要があります。退職等により保育の必要性がなくなった場合、施設等利用給付認定の第２号又は第３号認定を受けることはできません。 |
| 17 | 施設等利用給付認定の第２号又は第３号認定の認定期間が期限付きの場合に、認定期間が満了しても自動的に第１号認定に変更にはなりません。新制度未移行幼稚園を利用中で第１号認定が必要な際は、第１号認定への変更手続きが別途必要です。 |

| No. | 項目 |
| --- | --- |
| 18 | [施設等利用給付認定の第３号認定を申請する方]<br>施設等利用給付認定の第３号認定は、認定月の属する年度（４月から８月まではその前年度）の保護者及び同一世帯員の市民税が非課税である世帯のみ受けることができます。第３号認定を受けた後、家庭状況の変更や修正申告等により市民税額に変更が生じ非課税世帯でなくなった場合は、施設等利用給付認定の第３号認定が取消しとなります。 |
| 19 | [出産事由で申請する方]<br>出産事由の施設等利用給付認定期間は出産予定日の２か月後が含まれる月の末日となります。事由を変更し、再度施設等利用給付認定を希望する場合は、認定の変更申請が必要となります。 |
| 20 | [求職活動中、内定又は月４８時間未満の就労で申請する方]<br>施設等利用給付認定の第２号又は第３号認定を受けた後３か月以内に就労を開始し、施設等利用給付認定変更申請書及び就労証明書を提出することで、引き続き認定を受けることが可能になります。認定を受けた月の翌々月１５日（１５日が土・日曜日又は祝日の場合は、直前の本庁開庁日）までに提出がない場合は、認定を受けた月の翌々月末日をもって認定期間が満了となります。 |
| 21 | [育児休業中で申請する方]<br>施設等利用給付認定を受けようとする月の末日までに職場復帰していただきます。復帰後の勤務内容については、原則として提出していただいた就労証明書の内容での復帰をしていただきます。なお、申請児童のための育児休業だけでなく、申請児童以外のための育児休業であったとしても職場復帰となります。期日までに職場復帰しなかった場合は、施設等利用給付認定が取消しとなります。 |